

かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち かごしまの食グローバルファーマー育成支援事業実施要領

第1 目的

本県農産物はコロナ禍を機に生じた家庭食向けニーズの高まり等を受け、海外においても需要が拡大しており、生産者にとって海外販路の確保がピンチをチャンスにつなげる契機になると見込まれる。一方、海外に販路拡大するためには輸出先国の規制やニーズへの対応が求められ、生産から輸出までの各段階において国内出荷以上に様々なコストが必要となる。そのため、県が、輸出に意欲のある生産者のニーズに応じた生産から販売までの様々な段階におけるイニシャルコストのパッケージ支援を通じて輸出に取り組みやすい環境をつくり、グローバルファーマー（輸出先国の規制等に対応した産地・品目）を確保、育成することとする。

第2 事業内容

輸出に意欲ある県内の農業者が、海外のバイヤー等実需者からの要望や輸出先国の規制等に対応するための生産体制の構築に必要な経費を支援する。

第3 対象事業者

以下のいずれかの要件を満たす県内の農業者で、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していることを要件とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) 法人（農業に常時従事するもの5名以上を雇用していること）
- (4) 農業者の組織する団体（規約等を有すること）

第4 補助対象経費

- (1) 海外のバイヤー等実需者からの要望に対応するための経費
（G・GAP、A・GAP等の国際的な認証取得・更新経費、有機JAS認証取得経費、通訳費・翻訳料、機器リース料等、生産資材購入費 等）
- (2) 輸出先国の規制等に対応するための経費
（動植物検疫に係る海外検査官の渡航費・宿泊費、輸出先国が規制する残留農薬分析経費、輸出先国の規制に対応するための防虫ネット等の生産資材費、通訳費・翻訳料 等）
- (3) 海外への新たな販路開拓のための経費
（海外商談会や海外市場調査等に係る旅費、通訳費・翻訳料、越境ECサイト構築経費、販売促進用資材作成経費、サンプル送付経費 等）

※ 以下に掲げる経費は対象外とする

- (ア) 通常の農業生産活動のための経費又は、パソコン等汎用性の高い機器資材に係る経費
- (イ) 鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年規則第1号）第4条第1項の交付の決定

の前に発生した経費（かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうちかごしまの食グローバルファーマー育成支援事業補助金交付要綱8条による事前着手届を提出した場合を除く。）

- (ウ) 雇用関係にある者の給与，賞与，退職金その他各種手当等
- (エ) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額）
- (オ) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第5 補助率等

5分の4以内（上限額1,000千円）

第6 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は，実施しようとする事業について，以下の書類を郵送または電子メールで，知事に提出するものとする。

- (1) 応募申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 農業経営改善計画認定申請書および同計画認定書の写し
- (5) 直近3カ年の収支の状況が分かる資料
- (6) 県税の未納がないことを証明する書類
- (7) G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していることが分かる資料

2 申請書類提出の期間

事業実施計画を提出する期間は，県のホームページにおいて公表するものとする。

3 審査

知事は提出された事業計画書について，別表の配分基準で実施プロジェクトごとに審査を行い，予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。知事は，承認に当たって，必要に応じて申請者に聞き取りを行い，補助対象外と認められる経費の除外など事業計画の補正を行い，提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお，以下の場合は計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 提出の期日までに申請書類が県に到着しない場合
- (2) 申請書類に不備，不足がある場合
- (3) 申請者と連絡が取れない場合
- (4) 計画の内容に関する知事からの聞き取りに対し，申請者の応答がないと認められる場合
- (5) 申請者が対象事業者の要件に適合しない場合
- (6) 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- (7) 事業計画の実現可能性がないと認められる場合

4 事業実施計画の承認

知事は、3の審査終了後、申請者に別記第4号様式にて結果を通知するものとする。

5 補助金の交付手続き

計画を承認された申請者は、別に定める期日までに、知事に補助金の交付申請を行うものとする。ただし、やむを得ない事情で事業の実施を中止する場合は、速やかに書面で知事にその旨を通知するものとする。

6 手続きに当たっての留意事項

- (1) 申請者は、実施要領のほか事業関係例規の内容を了知のうえ申請すること。
- (2) 申請者は、提出した書類は承認、不承認にかかわらず返却されないことを了知すること。
- (3) 知事は、提出された書類について秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しないものとする。

第7 事業の実施

事業の実施に当たっては、第8の規定により承認された事業実施計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年1月6日規則第1号）等に定める所要の手続きを経るものとする。

第8 不当廉売の禁止

事業の実施に当たっては、本補助金を原資とした不当廉売（取り扱う県産農産物等を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。

第9 その他

- 1 事業実施者は、事業終了後も知事が実施する輸出の実態調査（事業実施主体が取り扱う県産農産物等の輸出額や輸出の現状に関するもの等）に協力するものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この実施要領は令和3年4月16日から施行する。

別表 配分基準

※実施プロジェクト毎に評価を行う

※各審査項目ごとに複数の内容が該当する場合、最もポイントが高いものをひとつ配分する

審査項目	内 容	ポイント
1 対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物（野菜・果実・米・花きに限る）を対象とする取組 	20
2 事業計画の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ確実に成約が見込まれる販売先を確保しているなど、販売先計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、目標とする成果が十分高い ・成約見込みのある販売先から求めに応じるなど計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、一定の成果が期待できる 	10 5
3 新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで補助事業者が取り組んだことのない新たな取組である（GAP認証の「更新」など、従来の取組を継続するものは新たな販路開拓であっても加算対象としない） 	5
4 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・対象品目の（国内を含めた）年間出荷額合計（実績）が年間5,000万円以上 	5
5 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画している品目の輸出額の伸び（計画／実績）が200%以上（実績ゼロの場合は分母に1円を充てる） 	5
計（最大）		45